申請書は次の要領で作成し、左とじとしてください。

１　地図（公図）写しは、法務局備え付けの地図によること。道路及び水路等地図に着色してあるものは、必ずそのとおり着色してください。

境界確定の協議に必要な資料ですから、正確になるべく広範囲に謄写し各筆所有者名、縮尺、方位、調査年月日及び調査者氏名を記入してください。

２　現況実測平面図は、現地の形状が明確に把握できるよう周辺部を含め道路、水路、境界標識、塀及び家屋等の地形地物を明記し、境界予定線が記入できる正確な実測図（縮尺は１／２５０を標準とし、方位、土地の地番を記入する）を作成する。

なお、図面には、実測年月日、測量者の氏名及び資料登録番号を記入し、押印してください。

また、近隣地ですでに確定済のところがある場合には、境界点を図面に図示してください。

◎立会い完了後、２か月以内に土地境界図の提出がない場合や、現地調査あるいは担当者との打合せ後３か月を経過しても日の出町建設課の責に帰さない事由で現地立会い・協議を行うことができない場合は、「取り下げがあったもの」または「不能・不調案件」として処理し、申請書等を申請者に返戻します。

問い合わせ先

日の出町役場 建設課管理係

℡０４２－５８８－４１０３(直)

０４２－５９７－０５１１(代)

内線２５１～２５３